

令和7年度平均保険料率について (抜粋版)

令和6年度第2回全国健康保険協会沖縄支部評議会
(令和6年10月28日)



全国健康保険協会 沖縄支部
協会けんぽ

本資料は、

- ・参考資料1 「令和7年度平均保険料率について①」
- ・参考資料2 「令和7年度平均保険料率について②」

を抜粋した内容となります。

機密性2

参考資料1

令和6年10月10日「第131期全国
健康保険協会連合会」
資料2-3（一筆改竄）

令和7年度平均保険料率について①

令和6年度第2回全国健康保険協会沖縄支部評議会
(令和6年10月28日)

 全国健康保険協会 沖縄支部
協会けんぽ

1. 平均保険料率

《現状・課題》

1. 協会けんぽの令和5年度決算は、収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円となった。
保険料収入の増加等による収入の増加（前年度比+3,011億円）が保険給付費や後期高齢者支援金の増加等による支出の増加（同+2,668億円）を上回ったことにより、単年度収支差は前年度比で増加（+343億円）したが、これは前年度の国庫補助の精算等が影響（その他の支出が前年度比▲683億円の減少など）したためである。
令和5年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しているが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円（2,577+418）の増加、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円（1,993+1,358）の増加であり、支出の方が収入よりも伸びている。そのため、単年度収支差は、実質的には前年度より縮小している。
2. 協会けんぽの今後の財政を見通すに当たっては、協会けんぽ設立以来、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が続いてきたことに加え、以下のような要因があることを念頭に置く必要がある。

（1）保険給付費の増加が見込まれること

協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれている。

[保険給付費の今後の見込み] ※ 資料2-2の推計値（2026年度以降の伸び率+3.2%）

⇒ P7 [参考データ4]

2024年度：約73,200億円

2029年度：約81,000億円

2033年度：約89,100億円

2025年度から2029年度までの2024年度比増加額の累計の見込み：約2.2兆円

2025年度から2033年度までの2024年度比増加額の累計の見込み：約7.3兆円

(2) 団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること

2023年度：約21,900億円 → 2024年度：約23,300億円 → 2025年度：約25,700億円
2025年度から2029年度までの2024年度比増加額の累計の見込み：約1.3兆円 ⇒ P8 [参考データ11]
2025年度から2033年度までの2024年度比増加額の累計の見込み：約2.5兆円

(3) 短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じるおそれがあること

現在、厚生労働省「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」において、短時間労働者や個人事業所について新たに被用者保険の適用対象とする方向で議論が進められている。これらの方々が適用対象となる場合、大半が協会けんぽに加入することが見込まれるが、その場合における協会けんぽの財政に負担が生じるおそれがある。

[参考] (いずれも厚生労働省懇談会資料から引用)

- 週20～30時間労働者数 現対象外310万人
週20時間未満労働者数 560万人
本業がフリーランス 209万人
 - 短時間被保険者の性別・平均年齢（協会けんぽ・健保組合）
女性：62万人 49.7歳
男性：20万人 53.2歳
 - 短時間被保険者の標準報酬月額（協会けんぽ・健保組合）
令和4年11月時点 ピークは11.8万円
- 2024年3月末時点 平均年齢（協会けんぽ）

 - ・被保険者 46.4歳
 - ・被扶養者 25.9歳
 - ・加入者 39.0歳
- 2023年度平均標準報酬月額（協会けんぽ）

304,077円

(4) 保険料収入の将来の推移が予測し難いこと

足元の賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、経済の先行きが不透明であること等によって、今後の保険料収入の推移を予測することは難しい。

(5) 赤字の健保組合の解散が協会けんぽ財政に与える影響が不透明であること

健康保険組合の令和5年度決算見込では、全体の5割を超える726組合（前年度決算に比べ168組合増加）が赤字となっている。今後、協会けんぽと同様に、団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が急増することが見込まれ、賃金引き上げによる保険料収入への効果も予想し難いことから、財政状況の悪化した組合が解散を選択し、被用者保険の最後の受け皿である協会けんぽに移る事態が予想される。

[参考] 健保連公表資料（参考データ17：令和5年度健康保険組合決算見込）から引用

- 協会けんぽの平均保険料率（10%）以上の健康保険組合（令和6年3月末）
1,380組合のうち314組合（22.75%）

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加等を考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和7年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 令和5年12月4日 運営委員会 北川理事長発言要旨：「できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないようにしていきたいと考えており、協会けんぽの財政については、中長期で考えていくことを基本スタンスとして取り組んでまいりたい。」

2. 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

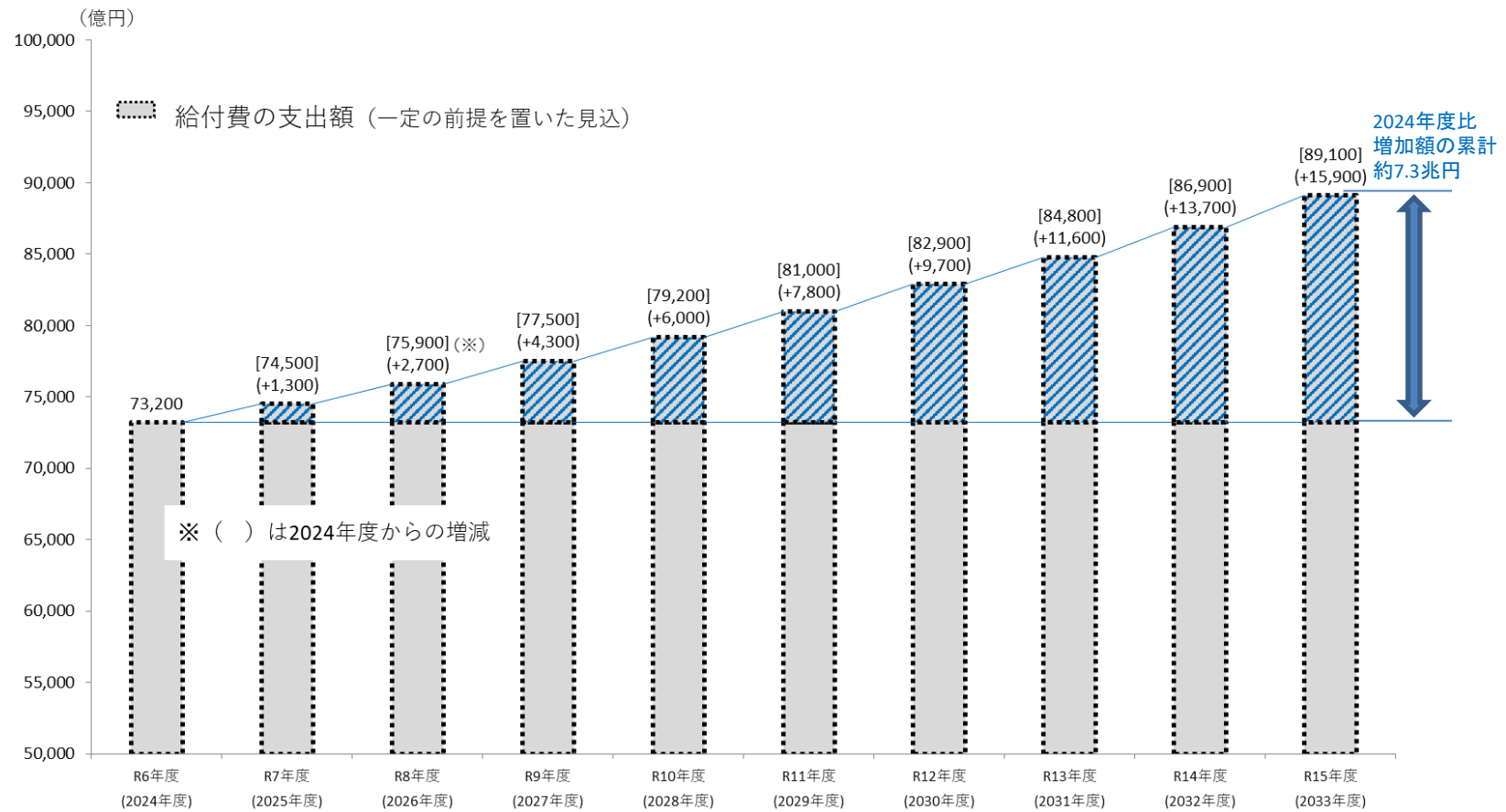
- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和7年度保険料率の変更時期について、令和7年4月納付分（3月分）からでよいか。

【参考データ4】 保険給付費の推計

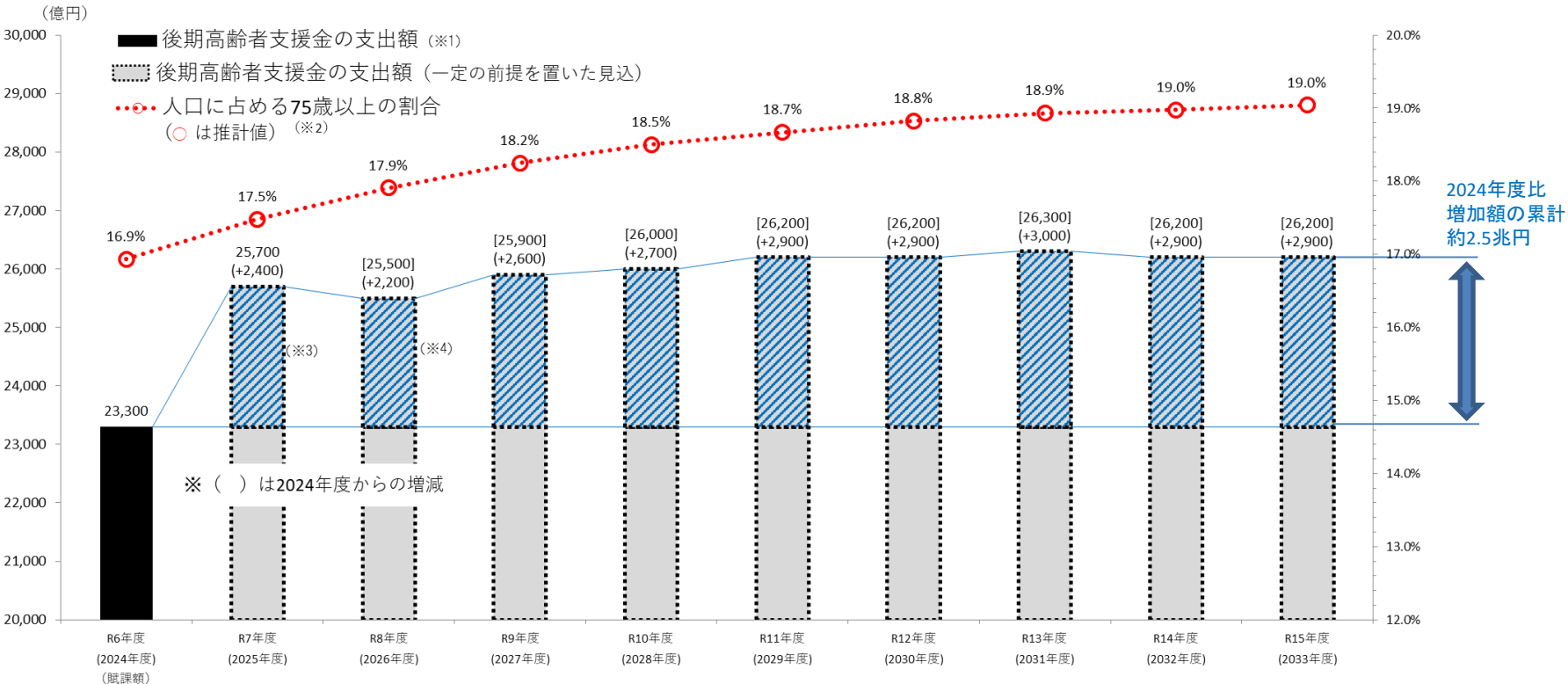
保険給付費の推計をみると、2033年度は8兆9,100億円の見込みであり、2024年度と比較すると約1兆5,900億円増加している。
また、2024年度を基準としたときの2025年度から2029年度までの2024年度比増加額の累計の見込みは約2.2兆円、
2025年度から2033年度までの2024年度比増加額の累計の見込みは約7.3兆円となる。



(※) 2026年度以降の推計値は、資料2-2の試算（75歳未満一人当たり医療給付費の伸びは+3.2%、賃金上昇率+1.6%）による推計値。
百億円単位に四捨五入して記載している。

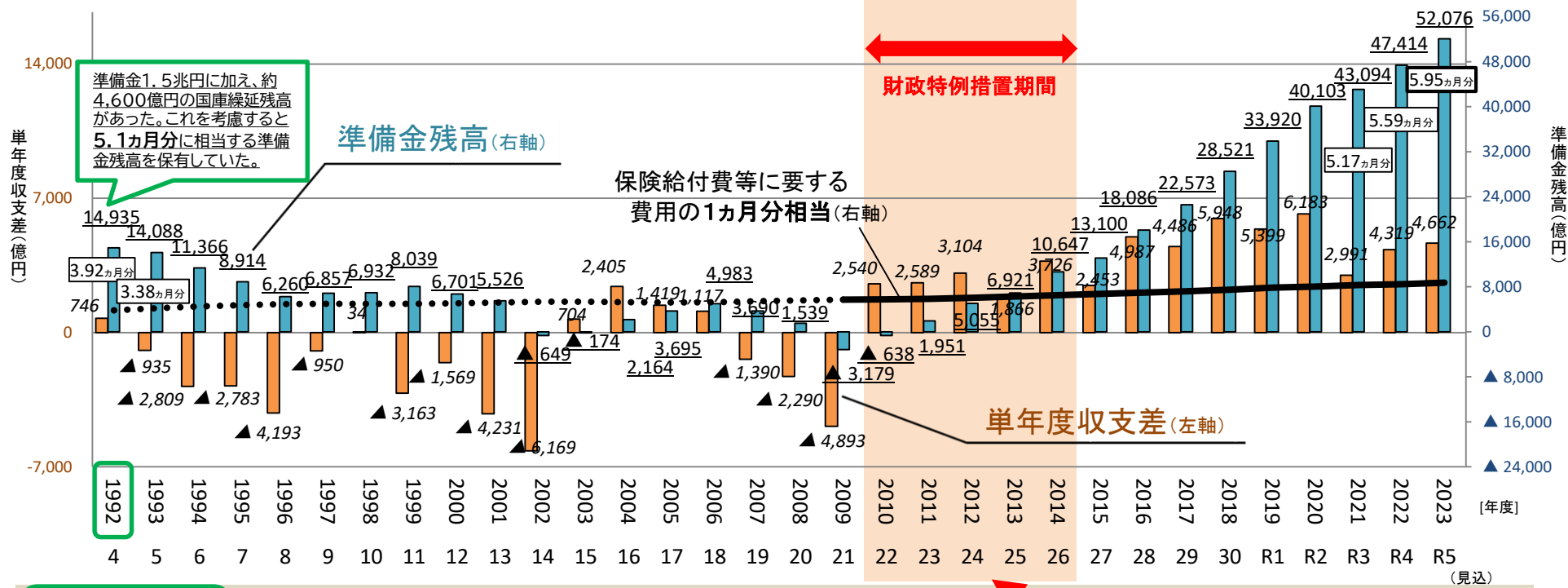
[参考データ11] 後期高齢者支援金の推計

後期高齢者支援金の推計をみると、2033年度は2兆6,200億円の見込みであり、2024年度と比較すると約2,900億円増加している。
また、2024年度を基準としたときの2025年度から2029年度までの2024年度比増加額の累計の見込みは約1.3兆円、2025年度から2033年度までの2024年度比増加額の累計の見込みは約2.5兆円となる。



(※1) 後期高齢者支援金については、当該年度の支出額（当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額）である。
(※2) 人口に占める75歳以上の割合については、「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、2023推計）による。
(※3) 2025年度の後期高齢者支援金額は当年度の概算額（見込額）に前々年度の精算額（見込額）を加味している。
(※4) 2026年度以降の推計値は、資料2-2の試算（75歳以上一人当たり医療給付費の伸びは+0.3%、賃金上昇率+1.6%）による金額であり、当年度の概算額のみで推計している。
金額は百億円単位に四捨五入して記載している。

【参考データ1】 単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）



(1992年度)
・国庫補助率
16.4%→13.0%

(1994年度)
・食事療養費
制度の創設

(1997年度)
・患者負担2割

(1998年度)
・診療報酬・薬価等
のマイナス改定

(2000年度)
・介護保険
制度導入

(2002・2004・2006・2008年度)
・診療報酬・薬価等の
マイナス改定

(2002年10月～)
・老人保健制度の
対象年齢引き上げ

(2003年度)
・患者負担3割、
総報酬制へ移行

(2008年度)
・後期高齢者
医療制度導入

(2010年度)
・国庫補助率
13.0%→16.4%

(2015年度)
・国庫補助率
16.4%

(2016・2018～2023年度)
・診療報酬・薬価等の
マイナス改定

保険料率

8.4% → 8.2% (1992.4月～)

8.5% (1997.9月～)

8.2% (2003.4月～)

9.34% (2010年度) → 9.50% (2011年度) → 10.00% (2012年度～)

(注) 1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。
4.2015年度の健康保険法改正で国庫補助率が16.4%とされ、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額措置が設けられた。

参考資料2

令和6年9月11日「第111回全国
健康保険協会連合会」
資料2-2（一審改議）

令和7年度平均保険料率について②

～協会けんぽ（医療分）の2023（令和5）年度決算を足元とした収支見通し（2024
（令和6）年9月試算）について～

○ 試算の趣旨

- 健康保険法の規定に基づき、協会けんぽ（医療分）の2023（令和5）年度決算（注）を足元として、一定の前提のもとに機械的に試算した2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間の収支見通しを、今後の協会けんぽの財政運営の議論のための基礎資料としてお示しします。

（注）2024（令和6）年7月5日公表

令和6年度第2回全国健康保険協会沖縄支部評議会
（令和6年10月28日）

1. 2023年度の協会けんぽの決算について
(2024年7月5日公表)

協会けんぽの2023年度の収支【医療分】

(億円)

収入	保険料収入	102,998
	国庫補助等	12,874
	その他	233
	計	116,104
支出	保険給付費	71,512
	前期高齢者納付金	15,321
	後期高齢者支援金	21,903
	退職者給付拠出金	0
	その他	2,705
	計	111,442
単年度収支差		4,662
準備金残高		52,076
保険料率		10.0%

(注) 協会会計と国の特別会計との合算ベースである。

2. 収支見通しの前提

- (1) 2024（令和6）年度及び2025（令和7）年度の見込みについては、直近の協会けんぽの実績を踏まえ、2024年度に実施予定の被用者保険の適用拡大の影響^{注1)}等を含め、国における2025年度予算の概算要求で用いられた協会けんぽに係る見込みの計数と整合性がとれるよう設定^{注2)}した。

注1) 短時間労働者が適用の対象となる事業所について、2024年10月に「100人超規模」から「50人超規模」に拡大されることとなっている。

注2) 賃金上昇率：2024年度1.5%、2025年度1.0%

加入者一人当たり医療給付費の伸び率：2024年度1.1%、2025年度1.4%

被保険者数の伸び率：2024年度1.3%、2025年度0.4%

- (2) 2026（令和8）年度以降については、協会けんぽにおける実績、近年の経済動向及びこれまでの運営委員会における議論を踏まえ、
- 賃金の伸び率については、協会けんぽにおける過去の標準報酬月額の伸び率実績をベースに幅を持たせて設定するとともに、近年の物価上昇局面の中で、賃上げが持続するという構造変化が生じている可能性を勘案した高い伸び率を設定した。
 - 医療費の伸び率については、協会けんぽにおける過去の実績をベースとした上で、「賃金の伸び率が高く（低く）なれば医療費の伸び率も上振れ（下振れ）する可能性が高い」という所得弾力性の考え方を踏まえ、医療費の幅を勘案した複数の伸び率を設定した。

2. 収支見通しの前提（続き）

(3) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）^{注）}による影響を試算に織り込んだ。

注）主な改正の概要

- ・ 出産育児一時金支援金について、支給費用の一部を後期高齢者も支援する仕組みとする。
- ・ 後期高齢者の医療給付費を公平に支えあうため、後期高齢者負担率を見直す。
- ・ 前期高齢者の財政調整において、被用者保険において1/3総報酬割を導入する。

以上の前提に基づき、機械的に試算した。

3. 2026年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率

① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提

2026年度以降の賃金上昇率については、実績に基づき以下の3通りをおく。医療給付費の伸び率については、今後10年にわたる試算の前提として適切な伸び率とする観点から、過去2回分の診療報酬改定の影響を含む直近2020～2023年度までの4年間の一人当たり医療費の伸び率の平均（実績）を使用する。

表1. 賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提①（2026年度以降）

	賃金上昇率	一人当たり医療給付費の伸び率	
		75歳未満	75歳以上
ケースⅠ	1.6% ¹⁾	3.2%	0.3%
ケースⅡ	0.8% ²⁾	3.2%	0.3%
ケースⅢ	0.0%	3.2%	0.3%

注1) ケースⅡの0.8%が中間となるように1.6%と設定。

注2) 平均標準報酬月額増減率の2014（平成26）年度～2023（令和5）年度の10年平均（2016年4月の標準報酬月額上限改定及び2022年10月の適用拡大の影響を除く）。

なお、75歳以上の一人当たり医療費の伸び率の平均（実績）は後期高齢者支援金の試算において使用する。

(参考) 平均標準報酬月額推移

年度	平均標準報酬月額	対前年度	制度改正影響を除いたもの
2014	278,143円	0.7%	0.7%
2015	280,521円	0.9%	0.9%
2016	283,550円	1.1%	0.6% ³⁾
2017	285,315円	0.6%	0.6%
2018	288,770円	1.2%	1.2%
2019	290,748円	0.7%	0.7%
2020	290,305円	▲0.2%	▲0.2%
2021	292,677円	0.8%	0.8%
2022	298,627円	2.0%	1.6% ⁴⁾
2023	304,484円	2.0%	1.5% ⁴⁾

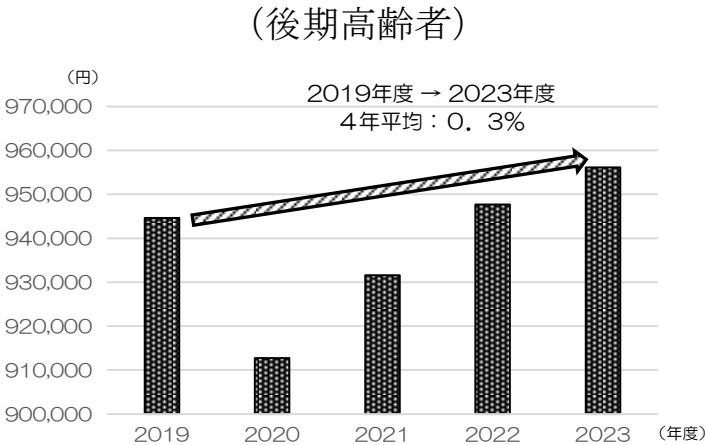
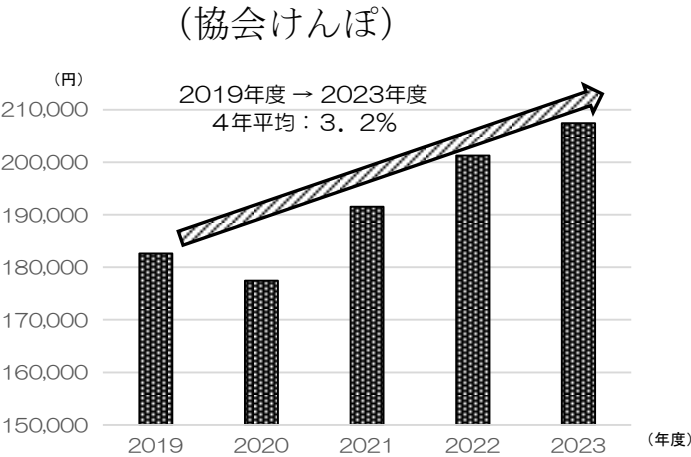
直近10年平均
0.8%
(上限改定・適用拡大の影響除く)

直近3年平均
1.3%
(適用拡大の影響除く)

注3) 2016年度の「制度改正影響を除いたもの」は、標準報酬月額の上限改定の影響を除いた場合のもの。
注4) 2022年度、2023年度の「制度改正影響を除いたもの」は、2022年10月の適用拡大の影響を除いた場合のもの。

(参考) 2020～2023年度の1人当たり医療費の伸び率（協会けんぽ、後期高齢者）

年度	2020	2021	2022	2023	2019年度に対する 2023年度の伸び (1年あたり平均)
協会けんぽ	▲2.8%	7.9%	5.1%	3.0%	3.2%
後期高齢者	▲3.4%	2.1%	1.7%	0.9%	0.3%



3. 2026年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率（続き）

② 賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算の前提

直近3年の高い賃金上昇率を踏まえて、実績伸び率の10年平均の2倍を前提としたケースⅠよりも高い賃金上昇率が継続する場合として、直近10年の伸び率実績平均（0.8％）と直近3年の実績平均（1.3％）の差の+0.5％を「構造変化相当分」としてケースⅠの伸び率に加えた2.1％を設定する。

※ 実績を基準としたケースⅡに「構造変化相当分」を上乗せしたケース（1.3％）は基本ケースの範囲内であることから、改めて設定はしない。

医療給付費の伸び率については、「賃金の伸び率が高くなれば医療費の伸び率も上振れする可能性が高い」という所得弾力性の考え方を踏まえて、前記①「協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提」で設定した「賃金上昇率」と「75歳未満の1人当たり医療給付費の伸び率」の差と同程度となるように3ケース設定する。加えて、賃金上昇率のみが高くなるケースも設定する。（18ページ参照）

表 2. 賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提②（2026年度以降）

	賃金上昇率	一人当たり医療給付費の伸び率（75歳未満）
ケース A	2.1%	3.2%
ケース B	2.1%	3.7%
ケース C	2.1%	4.5%
ケース D	2.1%	5.3%

(参考) 賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算の前提における伸び率の組合せ

表 3. 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提における伸び率の組合せ

	賃金上昇率 (a)	加入者一人当 たり医療給付 費の伸び率 (75歳未満) (b)	賃金上昇率 との差 (c)=b-a
-	-	-	-
ケースⅠ	1.6%	3.2%	1.6%
ケースⅡ	0.8%		2.4%
ケースⅢ	0.0%		3.2%

表 4. 賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算の前提における伸び率の組合せ

	賃金上昇率 との差 (c)	賃金上昇率 (d)	加入者一人当 たり医療給付 費の伸び率 (75歳未満) (e)=c+d
ケース A	-	2.1%	3.2%
ケース B	1.6%		3.7%
ケース C	2.4%		4.5%
ケース D	3.2%		5.3%

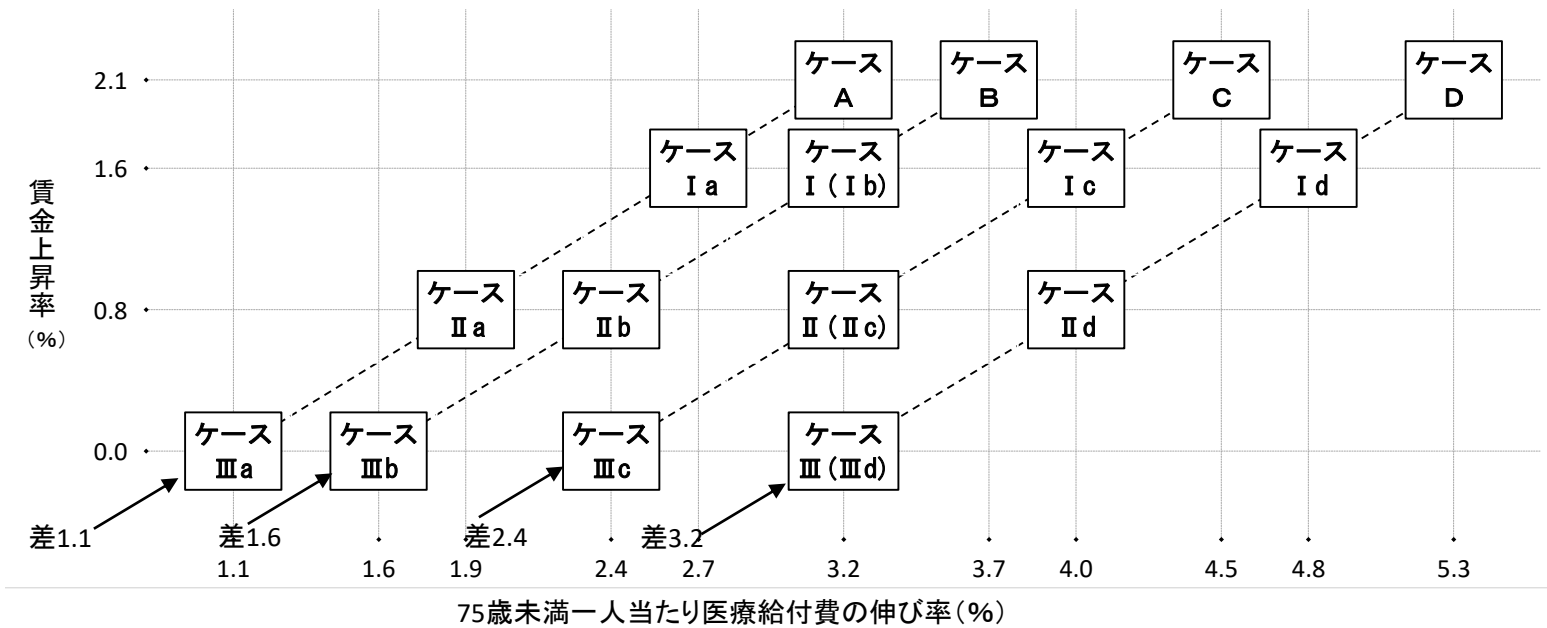
3. 2026年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率（続き）

③ 前記①の賃金上昇率に前記②の医療費の幅を勘案した試算の前提

更に幅広い機械的な前提として、前記①「協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提」における賃金上昇率のケースについても、賃金上昇率と75歳未満の1人当たり医療給付費の伸び率の差を前記②「賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算の前提」と同程度とした複数の伸び率のケースを設定した。

表 5. 賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提③（2026年度以降）



3. 2026年度以降の伸び率の前提

(2) 被保険者数等の伸び率

近年における合計特殊出生率の実績が「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位に近いことを踏まえて以下の前提により試算する。

2026年度以降の被保険者数等については、将来推計人口の出生中位（死亡中位）を基礎として、年齢階級毎の人口に占める協会けんぽ被保険者数等の割合を一定とする。

(参考) 合計特殊出生率

	実績		将来推計人口の仮定値（2023年）注)		
	2022年	2023年	出生高位	出生中位	出生低位
合計特殊出生率	1.26	1.20	1.3721	1.2251	1.0891

注) 将来推計人口の仮定値表における2023年の合計特殊出生率。長期の合計特殊出生率はそれぞれ出生高位1.64、出生中位1.36、出生低位1.13となっている。

現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数及び総報酬額の見通しを使用する。

3. 2026年度以降の伸び率の前提

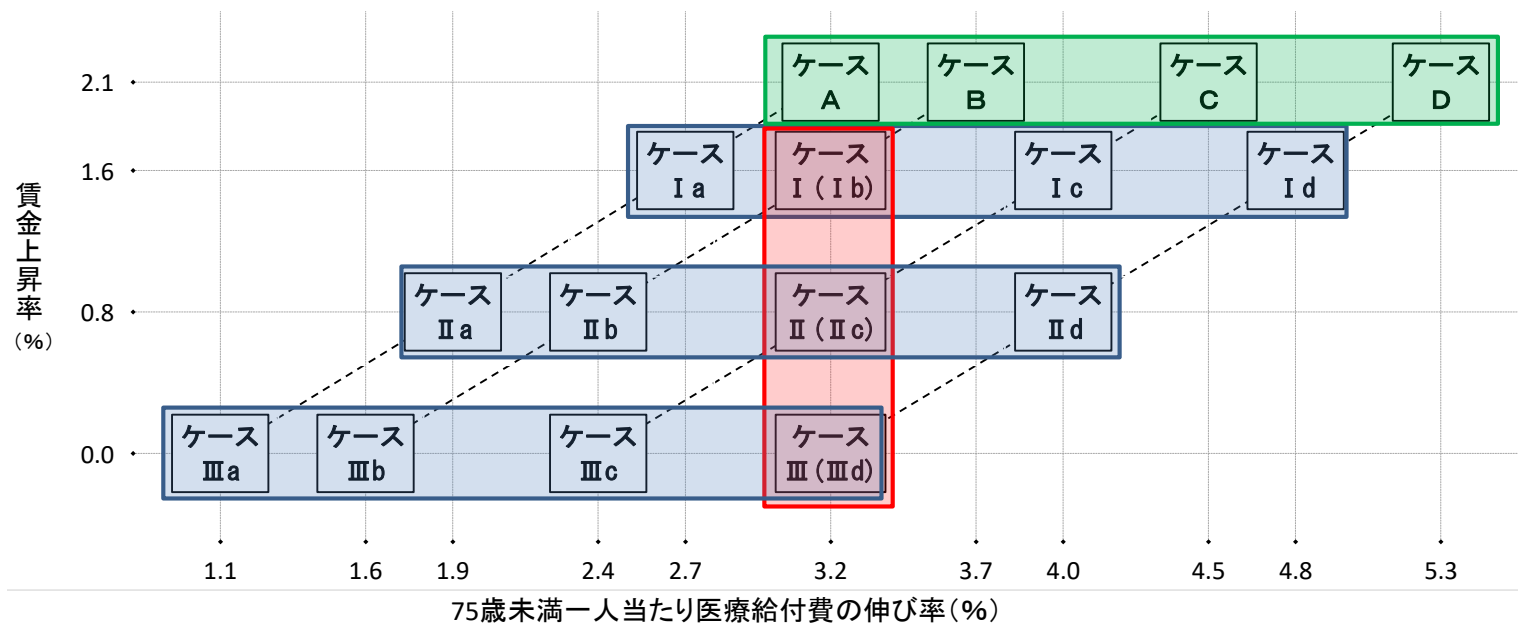
(参考) 被保険者数及び総報酬額の試算結果

各ケースに共通する被保険者数及び総報酬額の試算結果は以下の通り。

		2024年度 (令和6年度)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
被保険者数(千人)		25,500	25,600	25,400	25,200	25,100	24,900
総報酬額 (億円)	賃金上昇率2.1%	1,060,300	1,074,700	1,089,900	1,105,300	1,121,000	1,136,800
	賃金上昇率1.6%	1,060,300	1,074,700	1,084,500	1,094,500	1,104,600	1,114,700
	賃金上昇率0.8%	1,060,300	1,074,700	1,076,000	1,077,300	1,078,700	1,080,000
	賃金上昇率0.0%	1,060,300	1,074,700	1,067,500	1,060,300	1,053,200	1,046,100

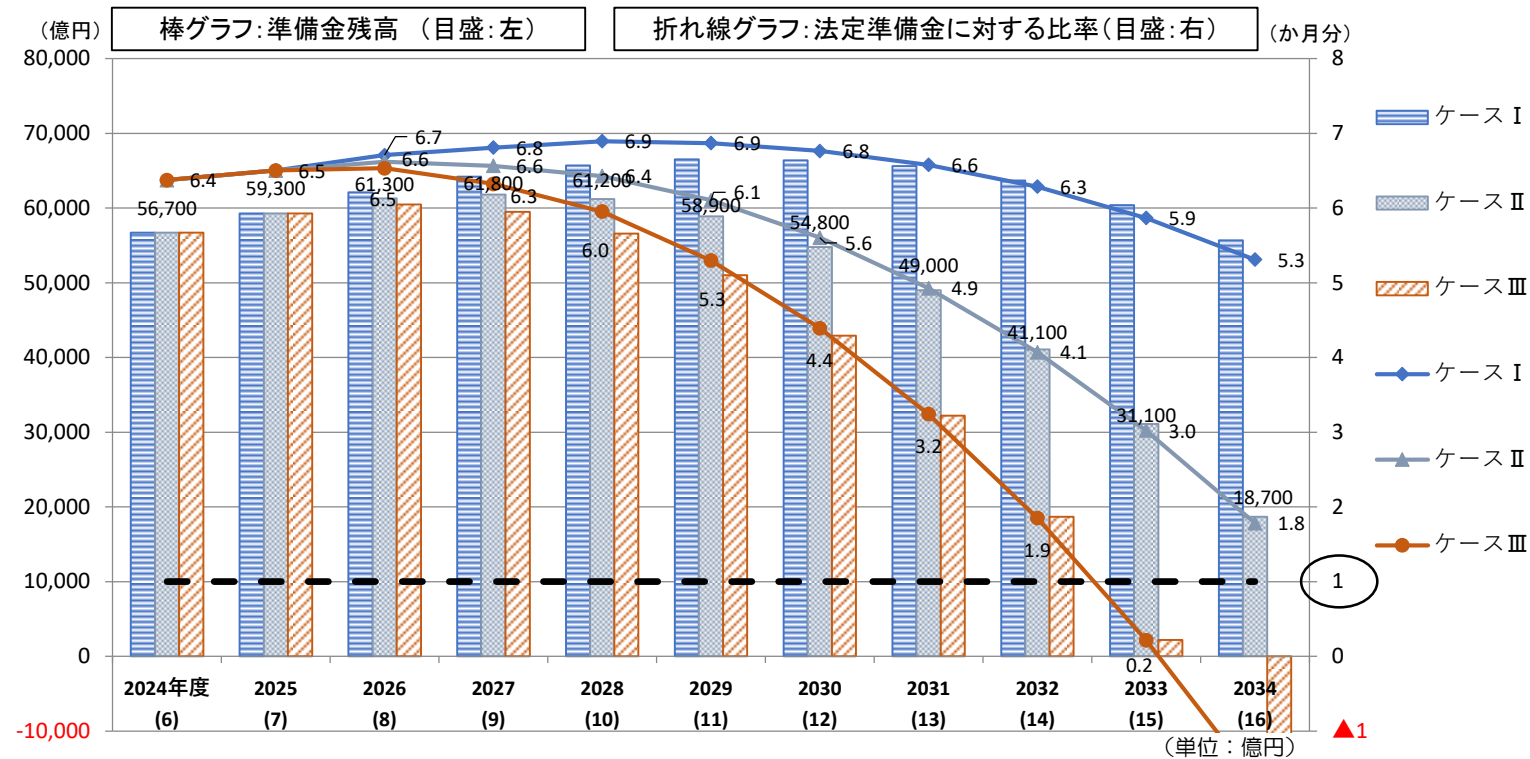
4. 試算結果の概要

- 赤（ケースⅠ～Ⅲ）：① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算
- 緑（ケースA～D）：② 賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算
- 青（ケースⅠa～Ⅲd）：③ ①の賃金上昇率に②の医療費の幅を勘案した試算



5. 今後10年間のごく粗い試算 ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算

賃金上昇率のケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し



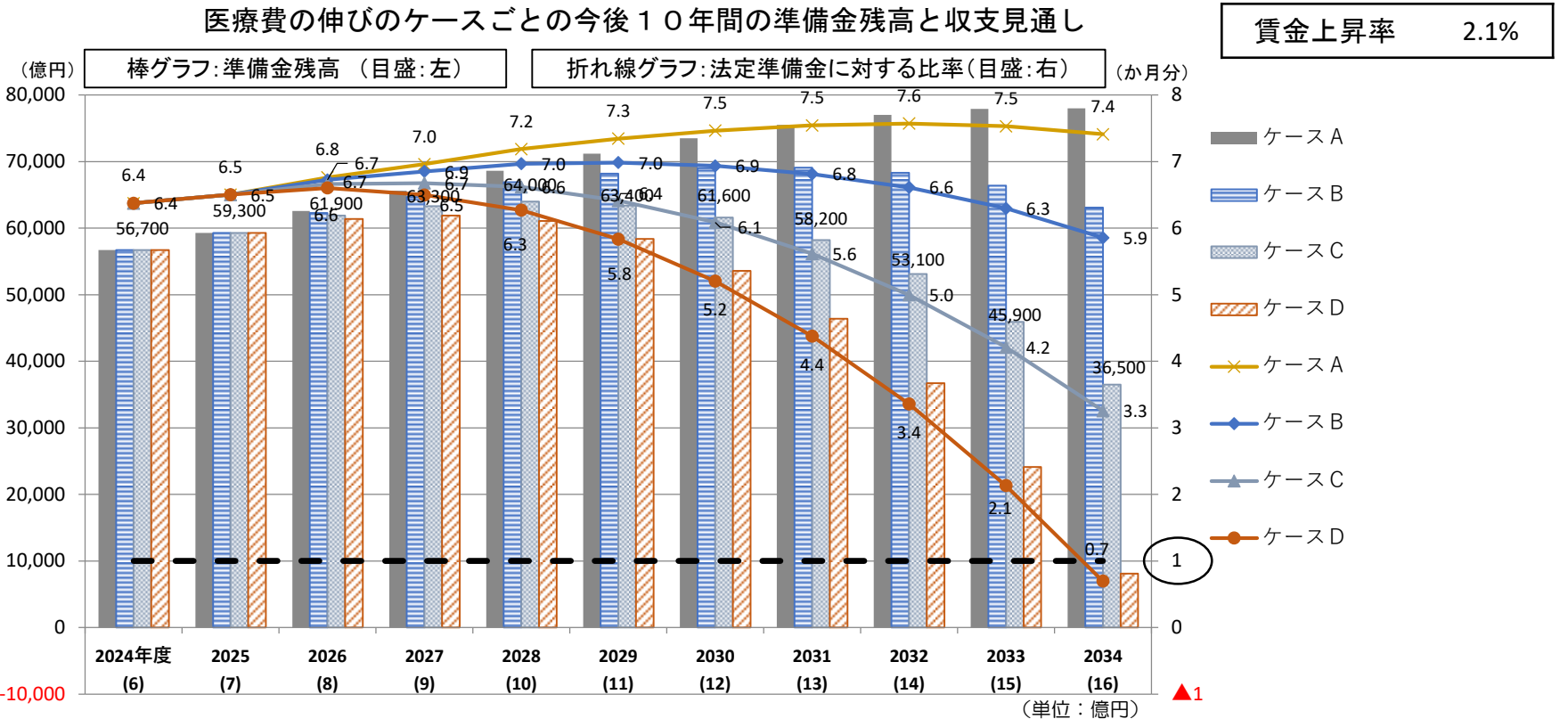
単年度収支	2025年度 (令和7年度)	2026 (R 8)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)
ケース I	2,600	2,800	2,000	1,600	700	▲ 100	▲ 800	▲ 1,900	▲ 3,200	▲ 4,700
ケース II	2,600	2,000	500	▲ 600	▲ 2,300	▲ 4,100	▲ 5,900	▲ 7,800	▲ 10,000	▲ 12,400
ケース III	2,600	1,200	▲ 1,000	▲ 2,900	▲ 5,500	▲ 8,100	▲ 10,700	▲ 13,500	▲ 16,500	▲ 19,600

ケース I : 賃金上昇率	1.6%
ケース II : 賃金上昇率	0.8%
ケース III : 賃金上昇率	0.0%
医療費※	3.2%

※75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率

注. 2026年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2026年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は3.2%、2026年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.3%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算

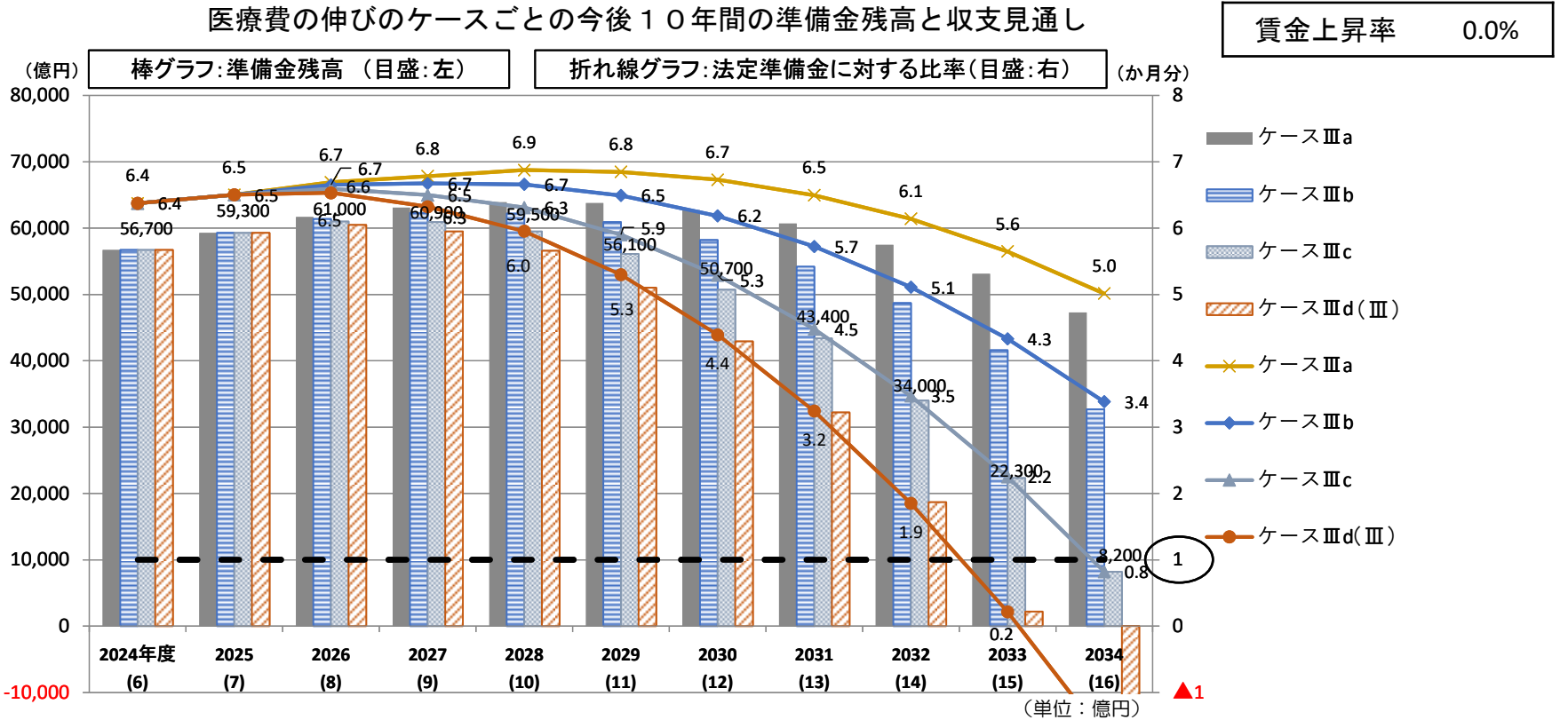


単年度収支	2025年度 (令和7年度)	2026 (R 8)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)
ケースA	2,600	3,300	3,000	3,000	2,600	2,300	2,000	1,500	900	100
ケースB	2,600	3,000	2,400	2,100	1,400	700	100	▲ 800	▲1,900	▲3,300
ケースC	2,600	2,600	1,500	700	▲ 600	▲1,900	▲3,400	▲5,100	▲7,100	▲9,500
ケースD	2,600	2,100	500	▲ 800	▲2,700	▲4,900	▲7,100	▲9,700	▲12,700	▲16,000

75歳未満一人当たり医療費の伸び
ケースA: 3.2%
ケースB: 3.7%
ケースC: 4.5%
ケースD: 5.3%

注. 2026年以降の賃金上昇率は2.1%、2026年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2026年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.3%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ③ ケースⅢa～Ⅲd[賃金の伸び0.0%] 前記①の賃金上昇率に
前記②の医療費の幅を勘案した試算



単年度収支	2025年度 (令和7年度)	2026 (R 8)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)
ケースⅢa	2,600	2,400	1,400	800	▲ 200	▲1,000	▲2,000	▲3,200	▲4,400	▲5,800
ケースⅢb	2,600	2,100	800	▲ 0	▲1,300	▲2,700	▲4,000	▲5,500	▲7,100	▲8,900
ケースⅢc	2,600	1,600	▲ 100	▲1,400	▲3,400	▲5,400	▲7,300	▲9,400	▲11,700	▲14,100
ケースⅢd(Ⅲ)	2,600	1,200	▲1,000	▲2,900	▲5,500	▲8,100	▲10,700	▲13,500	▲16,500	▲19,600

75歳未満一人当たり医療費の伸び
ケースⅢa : 1.1%
ケースⅢb : 1.6%
ケースⅢc : 2.4%
ケースⅢd(Ⅲ) : 3.2%

注. 2026年以降の賃金上昇率は0.0%、2026年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2026年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.3%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール

	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
運営委員会	9/12			12/2	12/23	1/29	(2/19)	3/21
				事業計画(R7年度)				
				予算(R7年度)				
				インセンティブ制度: R5年度実績の評価				
	平均保険料率			都道府県単位 保険料率				
	・論点 ・5年収支見通し			・評議会における 意見の報告	・平均保険料率 の決定	・都道府県単位 保険料率の決定 ・支部長意見		
支部評議会		今回の評議会						
		平均保険料率				都道府県単位 保険料率		
		支部事業計画・ 支部保険者機能強化予算の 事前意見聴取		支部の事業計画(R7年度)				
				支部の予算(R7年度)				
						インセンティブ制度 R5年度実績の評価		
国・その他		社会保険 適用拡大の施行		健康保険証 発行終了				
	令和7年度薬価改定 分析・調査・検討				薬価改定の 骨子案 とりまとめ			

（保
険
料
率
の
広
報
等
）

26

(保険料率の広報等)